

令和3年度

監 査 集 録

大和市監査委員

## ま え が き

新型コロナウイルス感染症が日本で確認されてから3年目となりました。ワクチン接種が進んできたものの、なかなか収束とまではいかない状況にあります。行政はこの対策に追われる一方で、その他直面する様々な課題への対応が求められており、市民の施策等に対する関心も一層高まっています。

令和3年度の監査については、新型コロナウイルス感染症に対する市の対策や社会活動縮小等に伴う市の施策への影響を踏まえるとともに、市民への説明責任に応え、法令に適合し、正確な事務の執行管理を各部署が自ら確保し、事務処理が公平性かつ経済性、効率性、有効性に配慮し、最少の経費で最大の効果が挙げられているかに特に意を用い、大和市監査基準に準拠して実施しました。

その結果については、全般的におおむね適正と認められましたが、一部の事務処理には適正を欠く事項や改善すべき事項も見受けられました。今後の予算執行及び事業の管理については、一層の適正化・効率化に取り組み、市民福祉の増進に努められることを要望します。

令和4年4月

大和市監査委員 佐藤 光 徳

大和市監査委員 青 木 正 始

# 目 次

第 1	定期監査の対象	1
第 2	定期監査の実施	1
1	監査の実施方針	1
2	監査実施期間	1
3	監査委員	1
第 3	定期監査の結果	2
1	監査の結果	2
2	指摘事項	3
3	報告事項	6
4	改善事項	9
5	総 括	9
6	各部局の定期監査結果	
○	市長室（令和 3 年 4 月 26 日）	10
○	政策部（令和 3 年 4 月 26 日）	11
○	消防本部・消防署（令和 3 年 4 月 26 日）	11
○	総務部（令和 3 年 5 月 31 日）	12
○	公平委員会事務局（令和 3 年 5 月 31 日）	13
○	文化スポーツ部（令和 3 年 6 月 28 日）	13
○	市立病院（令和 3 年 7 月 16 日）	14
○	こども部（令和 3 年 9 月 28 日）	15
○	小学校・中学校（令和 3 年 10 月 29 日）	16
○	教育部（令和 3 年 10 月 29 日）	17
○	会計課（令和 3 年 11 月 26 日）	18
○	健康福祉部（令和 3 年 11 月 26 日）	18
○	街づくり施設部（令和 3 年 12 月 27 日）	20
○	議会事務局（令和 4 年 1 月 31 日）	21
○	監査事務局（令和 4 年 1 月 31 日）	21
○	市民経済部（令和 4 年 1 月 31 日）	22
○	選挙管理委員会事務局（令和 4 年 2 月 18 日）	23

○ 農業委員会事務局（令和４年２月１８日）	・ ・ ・ ・ ・	23
○ 環境施設農政部（令和４年３月２８日）	・ ・ ・ ・ ・	24
資料 令和３年度定期監査における項目別指摘事項一覧	・ ・ ・ ・ ・	26
第４ 行政監査	・ ・ ・ ・ ・	28
第５ 財政援助団体等監査	・ ・ ・ ・ ・	30

## 第1 定期監査の対象

令和3年度定期監査の対象は、全ての市機関19部局である（組織改正により、前年度に比べ1部局減少）。

## 第2 定期監査の実施

### 1 監査の実施方針

令和3年度の定期監査の執行にあたっては、監査基準に基づき定められた監査計画における基本方針のもと、効率的かつ効果的に行うよう常に心がけ実施した。

また、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、適正かつ合理的、効率的に行われているかを監査するとともに、決算審査の効率的な実施に資することとした。

### 2 監査実施期間

令和3年4月から令和4年3月まで

### 3 監査委員

木原英和（平成25年6月 3日就任）  
（令和 3年6月 2日退任）

佐藤光徳（令和 3年6月 3日就任）

鳥淵 優（令和 2年5月 8日就任）  
（令和 3年5月 7日退任）

青木正始（令和 3年5月 8日就任）

なお、佐藤光徳監査委員及び青木正始監査委員は、それぞれに直接の利害関係がある事務について、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

### 第3 定期監査の結果

#### 1 監査の結果

令和3年度の監査の結果（文書指導事項）は、指摘事項21件、報告事項60件、改善事項2件であった。前年度との比較は以下の表のとおりである。

（監査結果）

事項 \ 年度	令和3年度監査 (件数)	令和2年度監査 (件数)	比較 (件数)
指摘事項	21	26	△5
報告事項	60	132	△72
改善事項	2	0	2

監査の結果における判定にあたっては、別表の処理基準に基づいて決定した。

（最終改正・令和2年4月）

（別表）

監査結果処理基準（監査事務処理要領抜粋）

区分	内 容	公表の有無
指摘	次のいずれかに該当すると認められる事案 ① 法律に違反すると認められるもの ② 予算目的に反していると認められるもの ③ 不経済な行為又は損害が生じていると認められるもの ④ 事務処理等が適切を欠くと認められるもの ⑤ 前回までの監査で報告事項又は注意事項となっているものであって、是正、改善等のための努力又は検討がなされていないと認められるもの	公表する
報告	指摘事項の①から④までに掲げる事案のうち、次のいずれかに該当すると認められるもの（ただし、市に実損を生じさせたものを除く） ア 過誤の金額が1万円未満のもの（単純な計算誤り等その原因が軽易なものに限る。） イ 調定時期、支払時期等の遅延が3ヶ月以内のもの ウ その他事務処理の誤り等の程度が上記に類すると認められるもの	公表しない
改善	次のいずれかに該当すると認められる事案 ア 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められるもの イ 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められるもの	

## 2 指摘事項

令和3年度の指摘事項は21件で、前年度に比べ5件（19.2%）減少している。

項目別の内訳をみると、件数が多いものは予算執行事務で9件である。指摘事項の主な内容は、旅費や委託料等の支払いが遅延し会計年度を超えて支出されていたものである。

指摘事項を部局別にみると、最も多かったのは教育部の10件であり、前年度に比べ9件増加している。また、次に多かった環境施設農政部は4件であり、前年度に比べ3件増加している。

なお、詳細については、26、27ページに項目別指摘事項一覧を掲載しているので、ご参照いただきたい。

### (1) 項目別年度内訳

年度 項目	令和3年度監査		令和2年度監査		対前年度比較	
	件数	構成率	件数	構成率	比較増減	増減率
予算執行事務	9件	42.9%	0件	0.0%	9件	皆増
収入調定事務	4	19.0	6	23.1	△2	△33.3
契約事務	2	9.5	0	0.0	2	皆増
財産管理事務	0	0.0	0	0.0	0	0.0
備品管理事務	0	0.0	0	0.0	0	0.0
補助金等交付事務	1	4.8	1	3.8	0	0.0
諸手当等の支給事務	0	0.0	0	0.0	0	0.0
行政財産の目的外 使用許可事務	1	4.8	6	23.1	△5	△83.3
その他	4	19.0	13	50.0	△9	△69.2
計	21	100.0	26	100.0	△5	△19.2

(注) 構成率等については、四捨五入のため合計が一致しない場合がある。

## (2) 部局別年度内訳

監 査 対 象 部 局	対象課等 の 数	令和3年度監査		令和2年度監査	
		課の数	件数	課の数	件数
市 長 室	4	0	0	0	0
政 策 部	4	0	0	1	1
総 務 部	8	1	1	1	1
市 民 経 済 部	6	0	0	2	2
環 境 施 設 農 政 部	9	3	4	1	1
健 康 福 祉 部	9	2	3	1	1
こ ど も 部	4	1	1	2	8
文 化 ス ポ ー ツ 部	5	0	0	0	0
街 づ く り 施 設 部	6	1	1	1	5
会 計 課	1	0	0	0	0
公 平 委 員 会 事 務 局	1	0	0	0	0
議 会 事 務 局	1	0	0	0	0
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	1	0	0	0	0
監 査 事 務 局	1	0	0	0	0
農 業 委 員 会 事 務 局	1	0	0	0	0
教 育 部	6	2	10	1	1
小 学 校 ・ 中 学 校	7	0	0	0	0
消 防 本 部 ・ 消 防 署	6	0	0	1	4
市 立 病 院	3	1	1	2	2
計	83	11	21	13	26

(注) 「対象課等の数」は、監査実施日における数である。また、小学校・中学校については、対象とした学校の数である。

令和3年4月の組織改正により、環境農政部、街づくり計画部、都市施設部の3部が環境施設農政部、街づくり施設部の2部に再編されたため、令和2年度監査の数値は令和3年度の新組織に置き換えて記載している。



## (3) 部局別項目別件数内訳（令和3年度監査）

項目 部局	予算 執行 事務	収入 調定 事務	契 約 事 務	財 産 管 理 事 務	備 品 管 理 事 務	交 付 事 務	補 助 金 等	支 給 事 務	諸 手 当 等 の	外 使 用 許 可 事 務	行 政 財 産 の 目 的	そ の 他	計
市長室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
政策部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
市民経済部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境施設農政部	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4
健康福祉部	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3
こども部	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
文化スポーツ部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
街づくり施設部	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
会計課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育部	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	10
小学校・中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防本部・消防署	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市立病院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
計	9	4	2	0	0	1	0	0	1	1	4	4	21

### 3 報告事項

令和3年度の報告事項は60件で、前年度に比べ72件（54.5%）減少している。

項目別の内訳をみると、件数が多いものは収入調定事務が13件、行政財産の目的外使用許可事務が11件である。報告事項の主な内容は、調定書、補助金交付決定通知書等に決裁がないものや、公印使用承認欄に押印がないものが21件であった。

報告事項を部局別にみると、最も多かったのは環境施設農政部の17件で、そのうち12件は前述した調定書等に決裁がなかったものである。前年度に比べ、環境施設農政部は47件から17件に、街づくり施設部は24件から4件にそれぞれ減少している。これらは、前年度に報告事項となった各種占用許可に関する事務において、システム見直しと運用の徹底を図ったためである。

#### (1) 項目別年度内訳

年度 項目	令和3年度監査		令和2年度監査		対前年度比較	
	件数	構成率	件数	構成率	比較増減	増減率
予算執行事務	7件	11.7%	4件	3.0%	3件	75.0%
収入調定事務	13	21.7	28	21.2	△15	△53.6
契約事務	6	10.0	4	3.0	2	50.0
財産管理事務	0	0.0	0	0.0	0	0.0
備品管理事務	0	0.0	0	0.0	0	0.0
補助金等交付事務	3	5.0	1	0.8	2	200.0
諸手当等の支給事務	2	3.3	2	1.5	0	0.0
行政財産の目的外 使用許可事務	11	18.3	12	9.1	△1	△8.3
その他	18	30.0	81	61.4	△63	△77.8
計	60	100.0	132	100.0	△72	△54.5

(注) 構成率等については、四捨五入のため合計が一致しない場合がある。

## (2) 部局別年度内訳

監 査 対 象 部 局	対象課等 の 数	令和3年度監査		令和2年度監査	
		課の数	件数	課の数	件数
市 長 室	4	0	0	1	1
政 策 部	4	1	1	1	1
総 務 部	8	1	1	1	2
市 民 経 済 部	6	3	5	3	12
環 境 施 設 農 政 部	9	4	17	4	47
健 康 福 祉 部	9	1	8	5	7
こ ど も 部	4	2	4	2	13
文 化 ス ポ ー ツ 部	5	1	2	2	2
街 づ く り 施 設 部	6	2	4	3	24
会 計 課	1	0	0	0	0
公 平 委 員 会 事 務 局	1	0	0	0	0
議 会 事 務 局	1	0	0	1	1
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	1	1	3	0	0
監 査 事 務 局	1	0	0	0	0
農 業 委 員 会 事 務 局	1	1	2	1	2
教 育 部	6	3	12	3	18
小 学 校 ・ 中 学 校	7	0	0	0	0
消 防 本 部 ・ 消 防 署	6	0	0	1	1
市 立 病 院	3	1	1	1	1
計	83	21	60	29	132

(注) 「対象課等の数」は、監査実施日における数である。また、小学校・中学校については、対象とした学校の数である。

令和3年4月の組織改正により、環境農政部、街づくり計画部、都市施設部の3部が環境施設農政部、街づくり施設部の2部に再編されたため、令和2年度監査の数値は令和3年度の新組織に置き換えて記載している。

## (3) 部局別項目別件数内訳（令和3年度監査）

項目 部局	予算 執行 事務	収入 調定 事務	契 約 事 務	財 産 管 理 事 務	備 品 管 理 事 務	交 付 事 務	補 助 金 等	支 給 事 務	諸 手 当 等 の	外 使 用 許 可 事 務	行 政 財 産 の 目 的	そ の 他	計
市長室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
政策部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
総務部	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
市民経済部	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	5
環境施設農政部	2	6	0	0	0	0	0	0	0	2	2	7	17
健康福祉部	2	1	3	0	0	1	0	0	0	1	1	0	8
こども部	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	1	1	4
文化スポーツ部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
街づくり施設部	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4
会計課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会事務局	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
監査事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
教育部	0	2	0	0	0	2	0	0	0	5	3	3	12
小学校・中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防本部・消防署	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市立病院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
計	7	13	6	0	0	3	2	2	11	11	18	18	60

#### 4 改善事項

令和2年度から改善又は見直しが必要と認められる事案については、改善事項として指導することとした。令和3年度の改善事項は2件であった。

改善事項の内容は、2件とも例規に則して事務手続きを行っているものの、例規に規定している手続き等が市民（申請者）にとってわかりづらいものとなっているなど、見直すべき点があったものである。

#### 5 総括

令和3年度定期監査の文書指導事項は、前年度と比べ指摘事項は微減、報告事項は大きく減少する結果となった。また、事務手続き等の見直しを求める改善事項は2件であった。

内容としては、前述した調定書や公印使用承認欄等に決裁、押印がないものが21件で、前年度から大きく減少したものの依然として多く、加えて申請書等の記載事項を決定通知書等へ転記する際の誤りや、契約書における契約年月日の未記入も9件あるなど、基本的な事務処理の誤りが多く見受けられた。

特に当年度は、旅費等の支払いが遅延し年度を超えて支出されていたものが9件あった。支払いの遅延については、以前より散見されていることから、職員間でのチェック体制を強化するなど、より一層の事務改善を望むものである。特に年度末における事務の棚卸しなど、適時適切に業務の進捗管理の徹底を図られたい。

また、未調定のものや調定期が遅延しているものが11件（過去3年間の同件数は20件、14件、32件）、配当された予算の範囲を超えて支出負担行為を行っているものが4件（同3件、5件、14件）見受けられたが、同様の誤りが是正されずに繰り返されている状況となっている。

各部局においては、監査における指導事項に基づいて改善や是正が図られているところであるが、引き続き研修等の実施やマニュアル・手順書等の更なる充実を図るとともに、今後も、関係法令及び財務関係諸規定の十分な理解と、適正な事務を自ら確保する体制の確立に、より一層努めていただきたい。

## 6 各部署の定期監査結果

(定期監査の共通事項)

- 監査等の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査（大和市監査基準に準拠して実施）
  
- 主な着眼点
  - ・ 予算執行が適正かつ効率的に行われているか
  - ・ 収入調定の時期及び金額は適正か
  - ・ 契約内容は適切か。記載通り履行されているか
  - ・ 補助金の交付時期、金額、実績報告等は適正か
  - ・ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか
  - ・ 前回の監査における指導事項が改善されているか

(上記共通事項に基づき、実施した定期監査の結果)

### ○市長室

- 1 監査年月日 令和3年4月26日
- 2 監査の方法 この監査は、市長室（秘書総務課、広報広聴課、基地対策課、危機管理課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
  - (1) 予算執行に関する事務
  - (2) 収入調定に関する事務
  - (3) 契約に関する事務
  - (4) 財産管理に関する事務
  - (5) 補助金交付に関する事務
  - (6) 備品管理に関する事務
  - (7) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
  - (8) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
  - (9) 交際費の経理に関する事務
  - (10) 来庁者への記念品に関する事務
- 3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、適正に執行されているものと認められた。

## ○政策部

- 1 監査年月日 令和3年4月26日
- 2 監査の方法 この監査は、政策部（政策総務課、総合政策課、財政課、デジタル戦略課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
  - (1) 予算執行に関する事務
  - (2) 収入調定に関する事務
  - (3) 契約に関する事務
  - (4) 基金管理に関する事務
  - (5) 備品管理に関する事務
  - (6) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
  - (7) 市債台帳の整理に関する事務
- 3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

## ○消防本部・消防署

- 1 監査年月日 令和3年4月26日
- 2 監査の方法 この監査は、消防本部・消防署（消防総務課、警防課、救急救命課、予防課、指令課、消防署）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
  - (1) 予算執行に関する事務
  - (2) 収入調定に関する事務
  - (3) 契約に関する事務
  - (4) 補助金交付に関する事務
  - (5) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
  - (6) 財産管理に関する事務
  - (7) 備品管理に関する事務
  - (8) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
  - (9) つり銭・領収印の管理に関する事務
  - (10) 交際費の経理に関する事務
  - (11) 消防団員の公務災害補償費・退職報償金支給に関する事務
  - (12) 被服等貸与品貸与に関する事務
  - (13) 危険物に係る手数料徴収に関する事務
  - (14) 給料決定に関する事務

- 3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、適正に執行されているものと認められた。

## ○総務部

1 監査年月日 令和3年5月31日

2 監査の方法 この監査は、総務部（総務課、人財課、契約検査課、管財課、公共建築課、収納課、市民税課、資産税課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) 会計年度任用職員の賃金支払に関する事務
- (6) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (7) 備品管理に関する事務
- (8) 切手の受払に関する事務
- (9) 資料複写料徴収に関する事務
- (10) 大和市史等有償刊行物の売払に関する事務
- (11) 給料決定に関する事務
- (12) 期末・勤勉手当支給に関する事務
- (13) 職員手当等支給に関する事務
- (14) 退職手当支給に関する事務
- (15) 児童手当支給に関する事務
- (16) 職員手当等返還に関する事務
- (17) 職員の被服貸与に関する事務
- (18) 育児休業者・休職者の復職時調整に関する事務
- (19) 公務災害補償に関する事務
- (20) 不用物品の処理に関する事務
- (21) 備品購入に関する事務
- (22) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
- (23) 普通財産の貸付及び管理に関する事務
- (24) 普通財産・行政財産の取得・処分に関する事務
- (25) 拾得物の処理に関する事務
- (26) 自動車損害共済災害共済金の請求に関する事務
- (27) 自動車の管理・運転日誌に関する事務
- (28) 自動車事故報告・示談に関する事務
- (29) 過誤納金還付に関する事務
- (30) 不納欠損処分に関する事務
- (31) 延滞金の計算及び延滞金の減免に関する事務
- (32) 滞納処分に関する事務
- (33) つり銭・領収印の管理に関する事務
- (34) 県税保管金等に関する事務



- (35) 普通徴収賦課に関する事務
- (36) 特別徴収賦課に関する事務
- (37) 市民税の減免に関する事務
- (38) 諸税（法人税、軽自動車税、たばこ税）賦課に関する事務
- (39) 諸税（法人税、軽自動車税）減免に関する事務
- (40) 土地賦課に関する事務
- (41) 家屋賦課に関する事務
- (42) 償却資産賦課に関する事務
- (43) 固定資産税の減免に関する事務
- (44) 諸証明等手数料徴収に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(管財課)

行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務において、納入遅延に伴う督促状を発送していないものがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

## ○公平委員会事務局

1 監査年月日 令和3年5月31日

2 監査の方法 この監査は、公平委員会事務局において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 契約に関する事務
- (3) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、適正に執行されているものと認められた。

## ○文化スポーツ部

1 監査年月日 令和3年6月28日

2 監査の方法 この監査は、文化スポーツ部（文化振興課、国際・男女共同参画課、図書・学び交流課、スポーツ課、イベント観光課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 基金管理に関する事務
- (5) 補助金交付に関する事務
- (6) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
- (7) 財産管理に関する事務
- (8) 備品管理に関する事務
- (9) 文化財調査報告書販売に関する事務
- (10) 学校施設使用料徴収に関する事務
- (11) つり銭・領収印の管理に関する事務
- (12) 切手の受払に関する事務
- (13) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (14) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

## ○市立病院

1 監査年月日 令和3年7月16日

2 監査の方法 この監査は、市立病院において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 契約に関する事務
- (2) 行政財産の目的外使用許可に関する事務
- (3) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
- (4) 切手の受払に関する事務
- (5) 交際費の経理に関する事務
- (6) 診療費用等の徴収に関する事務
- (7) 診療費用等の還付に関する事務
- (8) 人間ドック料金の徴収に関する事務
- (9) 託児料・職員宿舍使用料の徴収に関する事務
- (10) 貯蔵品の管理に関する事務
- (11) 備品管理に関する事務
- (12) 固定資産の取得・処分・減価償却に関する事務
- (13) 企業債の整理に関する事務
- (14) 職員の被服貸与に関する事務
- (15) 看護師等奨学金貸付・返還免除に関する事務
- (16) 給料決定、退職手当支給、育児休業者・休職者の復職時調整に関する事務
- (17) 時間外勤務手当・特殊勤務手当支給に関する事務
- (18) 出勤票・休暇届に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(医事課)

診療費用等の徴収に関する事務において、医業未収金の金額に誤りがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

## ○こども部

1 監査年月日 令和3年9月28日(※)

2 監査の方法 この監査は、こども部[こども総務課、ほいく課(若葉保育園、福田保育園含む)、すくすく子育て課、こども・青少年課]において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
- (7) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
- (8) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (9) 備品管理に関する事務
- (10) 基金管理に関する事務
- (11) 切手・はがきの受払に関する事務
- (12) ひとり親家庭等医療費助成に関する事務
- (13) 小児医療費助成に関する事務
- (14) 未熟児養育医療給付に関する事務
- (15) 一般不妊治療費助成に関する事務
- (16) 不育症治療費助成に関する事務
- (17) 保育料徴収に関する事務
- (18) 児童手当支給に関する事務
- (19) 児童扶養手当支給に関する事務
- (20) ひとり親家庭等家賃助成に関する事務
- (21) 給食費用徴収に関する事務
- (22) 学校等災害見舞金支給に関する事務
- (23) 保育施設助成金・補助金交付に関する事務
- (24) 放課後児童クラブ入会承認・負担金徴収に関する事務
- (25) 特定不妊治療費助成に関する事務

- (26) 出産費用助成に関する事務
- (27) 妊婦健康診査費用助成に関する事務
- (28) 駐車場サービス券の受払に関する事務
- (29) つり銭・領収印の管理に関する事務
- (30) 子育て世帯への臨時特別給付金支給に関する事務
- (31) 病児保育料徴収・病児保育助成に関する事務
- (32) 産後健康診査費用助成に関する事務
- (33) 産後ケア費用助成に関する事務
- (34) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(ほいく課)

収入調定に関する事務において、調定の事務手続きに誤りのあるものがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

## ○小学校・中学校

1 監査年月日 令和3年10月29日（※）

2 監査の方法 この監査は、大和市立小・中学校〔小学校4校（福田、上和田、渋谷、下福田）、中学校3校（上和田、渋谷、下福田）〕において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 給食費の経理に関する事務
- (3) 備品管理に関する事務
- (4) 切手・はがき・図書カードの受払に関する事務
- (5) 出勤票・休暇届に関する事務
- (6) 施設の維持管理状況
- (7) 補助金等経理に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務の執行は、適正に執行されているものと認められた。

## ○教育部

- 1 監査年月日 令和3年10月29日
- 2 監査の方法 この監査は、教育部〔教育総務課、学校教育課、保健給食課（北部・中部・南部学校給食共同調理場含む）、指導室、教育研究所、青少年相談室〕において次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
  - (1) 予算執行に関する事務
  - (2) 収入調定に関する事務
  - (3) 契約に関する事務
  - (4) 物品管理に関する事務
  - (5) 財産管理に関する事務
  - (6) 行政財産の目的外使用許可に関する事務
  - (7) 学校施設使用許可に関する事務
  - (8) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
  - (9) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
  - (10) 交際費の経理に関する事務
  - (11) 備品管理に関する事務
  - (12) 時間外勤務手当支給に関する事務
  - (13) 補助金交付に関する事務
  - (14) 奨学金給付に関する事務
  - (15) 就学援助費支給に関する事務
  - (16) 学校交際費支払に関する事務
  - (17) 特別支援教育就学奨励費支給に関する事務
  - (18) 給食費の経理に関する事務
  - (19) 医療費援助及び眼鏡購入費補助に関する事務
  - (20) 学校給食共同調理場職員の給食費徴収に関する事務
  - (21) 切手・図書カードの受払に関する事務
  - (22) 駐車場サービス券の受払に関する事務
- 3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(教育総務課)

予算執行に関する事務において、支払いが遅延しているものがあった。

(学校教育課)

就学援助費支給に関する事務において、調定が遅延しているものがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

## ○会計課

- 1 監査年月日 令和3年11月26日
- 2 監査の方法 この監査は、会計課において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
  - (1) 予算執行に関する事務
  - (2) 証紙受払に関する事務
  - (3) 出納員事務引継書に関する事務
  - (4) 備品管理に関する事務
  - (5) つり銭の管理に関する事務
- 3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、適正に執行されているものと認められた。

## ○健康福祉部

- 1 監査年月日 令和3年11月26日
- 2 監査の方法 この監査は、健康福祉部（健康福祉総務課、おひとりさま政策課、医療健診課、健康づくり推進課、介護保険課、人生100年推進課、障がい福祉課、生活援護課、新型コロナウイルスワクチン接種担当）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
  - (1) 予算執行に関する事務
  - (2) 収入調定に関する事務
  - (3) 契約に関する事務
  - (4) 補助金交付に関する事務
  - (5) 財産管理に関する事務
  - (6) 行政財産の目的外使用許可・貸付許可に関する事務
  - (7) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
  - (8) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
  - (9) 基金管理に関する事務
  - (10) 備品管理に関する事務
  - (11) つり銭・領収印の管理に関する事務
  - (12) 切手・はがきの受払に関する事務
  - (13) 保健福祉センター使用料徴収に関する事務
  - (14) 中国残留邦人等扶助費支給に関する事務
  - (15) 犬の登録手数料徴収に関する事務
  - (16) がん患者等ウィッグ購入助成に関する事務
  - (17) 重粒子線治療費助成に関する事務
  - (18) 墓地埋葬法による葬祭実施に関する事務
  - (19) 予防接種費用助成に関する事務

- (20) 介護予防ポイント転換金交付に関する事務
- (21) 健康ポイント還元品交付に関する事務
- (22) 介護保険料賦課及び減免に関する事務
- (23) 第三者行為の請求に関する事務
- (24) 介護保険サービスに関する事務
- (25) 介護保険高額サービスに関する事務
- (26) 過誤納金還付に関する事務
- (27) 不納欠損処分に関する事務
- (28) グループホーム等家賃助成に関する事務
- (29) 家族介護慰労金支給に関する事務
- (30) 高齢者はり・きゅう・マッサージの治療費助成に関する事務
- (31) 老人措置費支払・負担金徴収に関する事務
- (32) 在日外国人高齢者等福祉給付金給付等に関する事務
- (33) 高齢者に対する緊急通報システム利用助成に関する事務
- (34) 成年後見制度に基づく審判請求等費用助成に関する事務
- (35) はいかい高齢者等位置確認支援に関する事務
- (36) 障害者福祉手当支給に関する事務
- (37) 障害児福祉手当及び特別障害者手当等支給に関する事務
- (38) 重度障害者に対する住宅設備改良助成に関する事務
- (39) 重度障がい者訪問入浴サービス費用助成に関する事務
- (40) 障害者自動車運転訓練費助成・身体障害者自動車改造費助成に関する事務
- (41) 福祉タクシー・福祉車両利用助成に関する事務
- (42) 障がい者自動車燃料費助成に関する事務
- (43) 障害者(児)福祉団体への助成に関する事務
- (44) 日常生活用具の給付に関する事務
- (45) 補装具の自己負担金助成に関する事務
- (46) 心身障害者医療費助成に関する事務
- (47) 通所訓練費支給に関する事務
- (48) 行旅者等援護・法外援護支給に関する事務
- (49) 行旅死亡人所持金の管理に関する事務
- (50) 生活保護費返還金等徴収に関する事務
- (51) 扶助費支給に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(健康福祉福祉課)

- 1 予算執行に関する事務において、支払いが遅延しているものがあった。
- 2 補助金交付に関する事務において、算定を誤り、交付額に過払いを生じているものがあった。

(医療健診課)

収入調定に関する事務において、交付決定通知書に基づく調定がなされていないものがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

## ○街づくり施設部

1 監査年月日 令和3年12月27日

2 監査の方法 この監査は、街づくり施設部（街づくり総務課、建築指導課、街づくり計画課、街づくり推進課、道路安全対策課、道路管理課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 行政財産の目的外使用許可・貸付許可に関する事務
- (7) 備品管理に関する事務
- (8) 切手・はがきの受払に関する事務
- (9) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
- (10) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (11) つり銭・領収印の管理に関する事務
- (12) 市営住宅使用料賦課・徴収に関する事務
- (13) 市営住宅敷金の徴収・還付に関する事務
- (14) 市営住宅駐車場使用料徴収に関する事務
- (15) 建築確認申請等手数料徴収に関する事務
- (16) 開発行為許可申請等手数料徴収に関する事務
- (17) 屋外広告物許可手数料徴収に関する事務
- (18) 換地清算徴収金の管理に関する事務
- (19) 収入印紙の受払に関する事務
- (20) 狭あい道路手続に関する事務
- (21) 私道の寄附採納に関する事務
- (22) 公有財産取得に関する事務
- (23) 原材料の管理に関する事務
- (24) 道路占用許可に関する事務
- (25) 法定外公共物占用許可に関する事務
- (26) 自転車駐車場使用料徴収に関する事務
- (27) 放置自転車等移動保管料徴収に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。



(街づくり計画課)

収入調定に関する事務において、交付決定通知書に基づく調定がなされていないものがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

## ○議会事務局

1 監査年月日 令和4年1月31日 (※)

2 監査の方法 この監査は、議会事務局において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

なお、議員選出の青木正始監査委員は、議員活動に直接の利害関係がある事務について、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 契約に関する事務
- (3) 交際費の経理に関する事務
- (4) 期末手当支給に関する事務
- (5) 補助金交付に関する事務
- (6) 備品管理に関する事務
- (7) 収入調定に関する事務
- (8) 会計年度任用職員報酬支払に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、適正に執行されているものと認められた。

## ○監査事務局

1 監査年月日 令和4年1月31日 (※)

2 監査の方法 この監査は、監査事務局において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

なお、佐藤光徳監査委員は、直接の利害関係がある事務について、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (3) 備品管理に関する事務

- 3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、適正に執行されているものと認められた。

## ○市民経済部

- 1 監査年月日 令和4年1月31日（リモートで実施）

- 2 監査の方法 この監査は、市民経済部（市民活動課、市民相談課、市民課、保険年金課、生活あんしん課、産業活性課）において次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 行政財産の貸付及び目的外使用許可に関する事務
- (7) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
- (8) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (9) 備品管理に関する事務
- (10) 基金管理に関する事務
- (11) 諸証明等手数料徴収に関する事務
- (12) 手持現金・領収印の管理に関する事務
- (13) 自動車の臨時運行許可手数料徴収に関する事務
- (14) 証紙の管理に関する事務
- (15) 証紙の売りさばきに関する事務
- (16) 個人番号カード再交付手数料徴収に関する事務
- (17) 切手・はがきの受払に関する事務
- (18) 国民健康保険税の賦課及び減免に関する事務
- (19) 高額療養費の支給に関する事務
- (20) 療養費支給に関する事務
- (21) 第三者行為の請求に関する事務
- (22) 不当利得の請求に関する事務
- (23) 出産育児一時金・葬祭費の支給に関する事務
- (24) 後期高齢者医療保険料過誤納金還付に関する事務
- (25) 後期高齢者医療保険料不納欠損処分に関する事務
- (26) 預託契約に関する事務
- (27) 大和商工会議所貸付金に関する事務
- (28) 利子補給・信用保証料助成に関する事務
- (29) 計量器定期検査手数料徴収に関する事務
- (30) 企業活動振興奨励金交付に関する事務

- 3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

## ○選挙管理委員会事務局

- 1 監査年月日 令和4年2月18日（※）
- 2 監査の方法 この監査は、選挙管理委員会事務局において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
  - (1) 予算執行に関する事務
  - (2) 収入調定に関する事務
  - (3) 契約に関する事務
  - (4) 補助金交付に関する事務
  - (5) 財産管理に関する事務
  - (6) 備品管理に関する事務
  - (7) 交際費の経理に関する事務
  - (8) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
  - (9) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
  - (10) 切手・はがきの受払に関する事務
- 3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

## ○農業委員会事務局

- 1 監査年月日 令和4年2月18日（※）
- 2 監査の方法 この監査は、農業委員会事務局において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
  - (1) 予算執行に関する事務
  - (2) 収入調定に関する事務
  - (3) 契約に関する事務
  - (4) 交際費の経理に関する事務
  - (5) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
  - (6) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
  - (7) 備品管理に関する事務
- 3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

## ○環境施設農政部

1 監査年月日 令和4年3月28日

2 監査の方法 この監査は、環境施設農政部〔環境総務課、生活環境保全課、みどり公園課（公園管理事務所含む）、農政課、環境管理センター施設課、同廃棄物対策課、下水道経営課、下水道・河川施設課、水質管理センター〕において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

なお、佐藤光徳監査委員及び青木正始監査委員は、直接の利害関係がある事務について、地方自治法第199条の2の規定により除外した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) 行政財産の貸付及び目的外使用許可に関する事務
- (6) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
- (7) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (8) 備品管理に関する事務
- (9) 緑化奨励金等交付に関する事務
- (10) 鳥獣飼養許可手数料徴収に関する事務
- (11) 基金管理に関する事務
- (12) 切手の受払に関する事務
- (13) 公園等の管理及び施設使用料徴収に関する事務
- (14) 公園台帳の管理に関する事務
- (15) 柳橋ふれあいプラザ使用料徴収に関する事務
- (16) 一般廃棄物処理手数料の徴収及び減免に関する事務
- (17) 証紙売りさばきに関する事務
- (18) 家庭污水くみ取り手数料徴収に関する事務
- (19) 家庭し尿浄化槽放流水くみ取り手数料徴収に関する事務
- (20) 被服貸与に関する事務
- (21) 下水道受益者負担金賦課に関する事務
- (22) 下水道使用料賦課に関する事務
- (23) 物件設置許可に関する事務
- (24) 指定下水道工事店指定に関する事務
- (25) 排水設備工事に関する事務
- (26) 下水道の占用許可に関する事務
- (27) 河川占用許可に関する事務

- (28) 原材料の管理に関する事務
- (29) 財産管理に関する事務
- (30) つり銭、領収印の管理に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(施設課)

柳橋ふれあいプラザ使用料徴収に関する事務において、調定が遅延しているものがあつた。

(廃棄物対策課)

収入調定に関する事務において、調定が遅延しているものがあつた。

(水質管理センター)

契約に関する事務において、受注者との協議に基づく内容の見直しを行わないまま、契約を継続しているものがあつた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

※監査年月日に(※)印があるものは、新型コロナウイルス感染症による様々な影響等を考慮し、いわゆる本監査を受検者との対面形式ではなく書面で実施した。

## 資料 令和3年度定期監査における項目別指摘事項一覧

### (1) 予算執行に関する事務 9件

部局名	所管課名	項目	件数	指摘内容
教育部	教育総務課	予算執行に関する事務	8件	旅費等の支払いについて、年度を超えて支出していた。
健康福祉部	健康福祉総務課	予算執行に関する事務	1件	委託料の支払いについて、年度を超えて支出していた。

### (2) 収入調定に関する事務 4件

部局名	所管課名	項目	件数	指摘内容
こども部	ほいく課	収入調定に関する事務	1件	当該年度分を一括調定すべきところ、収入の都度調定を起こしていた。
健康福祉部	医療健診課	収入調定に関する事務	1件	交付決定通知收受時の調定を失念し、調定が遅延していた。
街づくり施設部	街づくり計画課	収入調定に関する事務	1件	交付決定通知收受時の調定を失念し、調定が遅延していた。
環境施設農政部	廃棄物対策課	収入調定に関する事務	1件	当初の調定金額を誤り、その修正が遅延していた。

### (3) 契約に関する事務 2件

部局名	所管課名	項目	件数	指摘内容
環境施設農政部	水質管理センター	契約に関する事務	2件	受注者との協議に基づく契約内容の見直しをしていなかった。

### (4) 補助金交付に関する事務 1件

部局名	所管課名	項目	件数	指摘内容
健康福祉部	健康福祉総務課	補助金交付に関する事務	1件	負担金の算定を誤り、交付額に過払いを生じていた。

### (5) 行政財産の目的外使用許可に関する事務 1件

部局名	所管課名	項目	件数	報告内容
総務部	管財課	行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務	1件	貸付料の納入遅延に伴う督促状の発送をしていなかった。

(6) その他の事務 4件

部局名	所管課名	項目	件数	指摘内容
市立病院	医事課	診療費用等の徴収に関する事務	1件	集計を誤り、医業未収金の金額が誤っていた。
教育部	学校教育課	就学援助費支給に関する事務	2件	事務処理を失念し、調定が遅延していた。
環境施設農政部	施設課	柳橋ふれあいプラザ使用料徴収に関する事務	1件	事務処理を失念し、調定が遅延していた。

## 第4 行政監査

- 1 監査等の種類 地方自治法第199条第2項の規定による監査  
(大和市監査基準に準拠して実施)
- 2 監査対象 対象事務 行政財産の目的外使用許可手続き  
対象部局 当該事務を実施している全部局(25課・所)
- 3 監査対象期間 各部局の定期監査対象期間と同じ
- 4 監査年月日 各部局の定期監査年月日と同じ
- 5 監査の方法 この監査は、行政財産の目的外使用許可(貸付含む)に関する事務を実施している部局において、当該事務の手順が定められているか、チェック体制が整備されているか等について、各部局へのヒアリングにより実施した(定期監査と一体的に実施)。
- 6 主な着眼点
  - ・事務の手順は定められているか、またその内容は適正か
  - ・事務処理のチェック体制は整備されているか
  - ・事務処理を行うことができる職員が複数名いるか
  - ・人事異動等があった際の引継ぎは適正に行われているか
  - ・関係文書の保存は適正に行われているか、また保管場所は共有されているか

### 7 監査結果

#### (1) ヒアリングの結果

事務手順書(簡易なもの含む)については、25課中14課(56.0%)で作成され、それ以外の課については過年度文書等を参照し、事務の執行及び引継ぎを行っていた。

事務処理のチェック体制については、正・副担当者ほか複数人による確認が16課(64.0%)、担当者及び決裁過程での確認が9課(36.0%)であった。なお、全ての課において複数人が事務処理を行うことができると回答している。

関係文書については、25課全てにおいて適正に保存・管理されていた。

また、各課へのヒアリングでは、フロー図等を用いたわかりやすい手順書を備えている、毎年度必ず古い例規及びマニュアル等を廃棄し、すべて刷新することにより法令等の改正による誤りを防止している、特異な案件については当該年度のみならず過去の経緯がわかる資料も併せて管理している等の好事例も見られた。



## (2) 令和3年度定期監査における状況

行政財産の目的外使用許可（貸付含む）に関する事務についての指導事項は12件（指摘事項1件、報告事項11件）であったが、その内訳は、使用料算定誤り5件、納入遅延に伴う督促状未発送2件、歳入科目誤り2件、許可決定通知書の記載誤り2件、納入者誤り1件となっている。

これらの誤りについては、各課における決裁の過程で容易に発見できる案件もあるが、事務全体の理解不足や認識誤りに起因するものもあると思われる。令和3年度は使用料の積算基準となる固定資産税課税標準の見直し直後であったことから、全体としては慎重に事務処理を行っている課が多数であったが、こうした機会に過去の事例にとらわれず先入観なしに事務全体を見直し、担当者間で必要な情報を共有していく必要があると考えられる。

## (3) まとめ

全庁的に限られた人員で各種事務を処理することが求められる中、人事異動等による事務の誤りや停滞が生じないように、各課においては前述した留意点等を含めた当該事務の手順書の作成・更新をお願いしたい。あわせて、市有財産の総括管理を所掌する管財課に対し、行政財産の目的外使用許可事務（貸付含む）に関する例規改正や取扱い見直し時等における積極的な情報発信もお願いしたい。

## 第5 財政援助団体等監査

- 1 監査等の種類 地方自治法第199条第7項の規定による監査  
(大和市監査基準に準拠して実施)
- 2 監査対象 大和市スポーツ施設設置条例規定施設  
(大和スポーツセンター、草柳庭球場、桜森スポーツ広場、下福田  
野球場、下福田スポーツ広場)  
団 体 公益財団法人 大和市スポーツ・よか・みどり財団  
所管部局 文化スポーツ部 スポーツ課
- 3 監査対象期間 令和3年4月～令和4年1月
- 4 監査年月日 令和4年2月18日 (※)
- 5 監査の方法 この監査は、団体及び所管部局における次に掲げる事務を対象と  
し、施設の管理に係る出納その他の事務の執行が適正に行われてい  
るかを主眼として、抽出により実施した。  
団体に関する事務  
ア 施設管理業務に関する事務  
イ 協定書等に基づく義務の履行に関する事務  
ウ 利用料金の設定に関する事務  
エ 施設の管理に係る会計経理に関する事務  
所管部局に関する事務  
ア 指定管理者の選定に関する事務  
イ 管理に関する協定書等の締結に関する事務  
ウ 委託業務の履行確認に関する事務  
エ 事業費の支払手続き等に関する事務
- 6 監査結果 施設の管理に係る出納その他の事務の執行は、適正に執行されて  
いるものと認められた。

※監査年月日に (※) 印があるものは、新型コロナウイルス感染症による様々な影響等を  
考慮し、いわゆる本監査を受検者との対面形式ではなく書面で実施した。